

# 芦屋税務署からの重要なお知らせ！！

平成 29 年分の所得税等の **申告書作成会場** については、

## 「ラポルテ本館 3 階 ラポルテホール」です！！

平成 30 年 **2 月 16 日(金)** から

平成 30 年 **3 月 15 日(木)** です。

※ 土・日は開設していません。

**受付時間**は、9時から **16 時まで** です。

芦屋税務署に  
申告書作成会場は  
ありません！

※ 混雑状況により、早めに受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

※ 税務署内には、申告書作成会場は開設いたしません。

なお、用紙等の交付や作成済みの申告書等の受付は税務署内の窓口で行っております。



### ご不明な点等は

#### まず電話で確認！

【確定申告書等作成コーナーの操作方法】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

【マイナンバーに関するお問合せ】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

【申告内容などのお問合せ】

芦屋税務署 0797-31-2131

※自動音声によりご案内しております。



ネットが便利！e-Tax ホームページをご覧ください。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索



芦屋税務署 0797(31)2131 代表

(自動音声によりご案内しています。)

# 医療費控除 は

明細書を作成して  
提出すれば OK!!

# 領収書 が 提出不要 となりました

## 改正の ポイント

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに  
“医療費控除に関する明細書” の添付が  
が必要となりました。

※ 医療費の領収書は自宅で **5** 年間保存する必要があります。

( 税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。 )

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

( 医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです )

( 注 ) 平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## 医療費控除などの還付申告をされる方へ

申告書は**国税庁ホームページ**で作成できます。

**ご自宅等で作成コーナーを利用**すると、こんなに便利!!

税務署に出向く必要なし! e-Tax 又は 印刷して郵送等により提出することができます。

自動計算・いつでも作成可能! 計算誤りのない申告書を作成することができます。

パソコンが  
なくてもできるんだ!

パソコンのほか・・・

“**タブレット端末等**” で 簡単作成!



※ タブレット端末等からは、パソコンで利用可能な e-Tax での送信など、一部機能がご利用  
できませんので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出する必要があります。

作成コーナー



[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)



芦屋税務署

0797(31)2131 代表

( 自動音声によりご案内しています。 )